

# 前市長に賠償命令判決出る

坂東市が違法な指名回避をしたとして、平成27年5月、建設業者に支払った裁判の和解金9425万円について、国家賠償法第1条第2項に基づき、市が吉原前市長に支払いを求めた裁判で、3月10日、水戸地方裁判所下妻支部は、前市長に全額を支払うよう命じる判決を言い渡しました。

## 裁判の経緯

### 1 回目の裁判(前裁判)

平成22年12月、前市長が就任した平成21年以降、市長選挙で対立候補を支援したことを理由に、市の指名競争入札から排除されたとして建設業者9社が、国家賠償法第1条第1項(公務員の不法行為によって国民に損害を与えた場合、国や公共団体が代わって賠償する規定)に基づき、市に損害賠償を求める訴えを起しました。損害賠償額は、最終的に4年分で、総額3億1192万1834円に拡張されました。これ

を受けて、平成27年3月、裁判所は市が建設業者に9425万円を支払う和解勧告を行い、市は和解を受け入れるための議案を市議会に提出しました。その際には、市から「判決になれば、今回の和解金よりもさらに高額な賠償金の判決となる可能性があり、和解を承認しなかった場合は、その差額には市議会の責任が生じる可能性があること」、また、「今回の和解と前市長個人の賠償責任の免責は別問題であること」との説

明がなされ、市議会はやむを得ずその和解案を承認しました。

### 2 回目の裁判(現裁判)

平成29年5月、市民より「市が支払った和解金9425万円について、前市長に対し、市に返還させることの陳情」が市議会に提出され、同年6月定例会本会議において賛成多数で採択し、執行部に送付されました。

これを受けて、市はまず、国家賠償法第1条第2項の規定(公

務員が与えた損害に故意又は重過失があったときは、国や公共団体が支払った賠償金(和解金)をその公務員に請求できる規定)に基づき、前市長に9425万円の返還請求を行いました。が、支払いを拒否されたため、平成30年2月、市議会の賛成多数の議決を経て、前市長を相手取り提訴しました。提訴後、約3年の間に16回の口頭弁論等があり、本年3月10日に判決となりました。

## 判決内容

判決の主な内容は、以下のとおりです。

- 違法な本件指名排除の状況を、前市長が認識・認容していたこと、むしろ、これをかたくなに継続していたことに鑑みれば、前市長には、国家賠償法第1条第2項による求償金請求が認められるべき故意があったと認められる。
- 前裁判において市が9社に対して支払った和解金9425万円は、判決で認容される可能性があった前市長による違法な本件指名排除に

よる逸失利益相当額等よりは減額された損害賠償金とはいえ、同和解金の支払いと前市長の本件指名排除の間には相当因果関係が認められる。

前市長は、和解金の支払いが市議会の承認を経て適式にされていることを指摘するが、このことよって前市長の行為との因果関係が否定されたり、前市長の責任が免除されるものではない。

このことから、判決では「前市長は、市に対し9425万円と年5分の割合による金員を支払え」と市側の主張が全面的に認められ、前市長の主張が全て却下されたものとなりました。

## 今後について

前市長が、3月25日に控訴したため、裁判は継続することとなりますが、これまでの市の主張に変わりはありません。

今回の判決を受け、市では、公正・公平を旨として、また、より一層全体の奉仕者としての認識の徹底を図り、市政運営を進めてまいります。

## 『広告募集中』

広報ばんどうに有料広告を掲載しませんか？

### ◎掲載料

1段全枠 1回20,000円(縦4.8cm×横17.7cm)  
1段半枠 1回10,000円(縦4.8cm×横8.6cm)

※申込方法など、詳しくは下記までお問い合わせください

■お問合せ 秘書広報課 ☎0297(20)8265